年金だより

保険料

付加年金とは?

物価スライド 身年金ですが、

増

額

減額

定額のため、

金と合わせて受領できる終

住民税務課 電話 0994-22-3039 住民生活課 電話 0994-25-2511 鹿屋年金事務所 電話 0994-42-5121

れます。 礎年金に ラスして納付すると、 保険者が毎月の保険 第一号被保険 付加年金の年金額は、200 付加年金 付 月額400 加年金が上乗せさ Ŭ 円

なっています。

付

加保険

料 納

付

月

数

第7回 町民体育大会

付加保険料納付額

48、000円

 $\widehat{4}$

0

0

円

れた場合

付加保険料を10

年間

例付さ

町民体育大会が10月9日(日)に田代中央 運動場にて開催されます。年代別リレー、地 区対抗競技のほか、自治会・職場対抗競技等 行いますので、皆様のご参加ご声援をお願い

します。 **期 日**:平成23年10月9日(日) 10日10円(月)

4 8

0

00円の付加保

毎年24、000円

2 4

000円

20

0

円

ヶ月

× 10

付加年金の年金額 12ヶ月×10年)

【お問い合わせ先】錦江町教育委員会教育課 LL 22-0517

ません。 役場年金係で手続きが出 国民年金基金に加入中の を経過しての付加保険料 納付期限 はありません。 納付できません。 付加保険料を納付でき (対象月の翌月末)

料に付加

任

意加

留意事項 付加保険料の 込んだ月分からとなります。 得です。 加保険料は、 乗 加 せして受け取れ、 年金が老齢基礎年金に 老齢基礎 付

● 公証役場をご存じですか

公証制度とは、金銭貸借などの大切な契約書や遺言書などについて、公証人が作成する公正証書に よってトラブルの防止を図る制度です。

- 次のような場合には公証役場をご利用ください
 - ※ 遺産をめぐる骨肉の争いを防ぐために、愛のメッセージとしての遺言をしておきたいとき。
 - ※ 金銭消費貸借、借地借家、債務弁済、売買、任意後見、養育費等の大切な契約を公正証書で作成す るとき。
 - ※ 私署証書の認証、外国文認証、宣誓認証、定款認証、確定日付等
- 公正証書には、強い証拠力と裁判を経ないで強制執行できる執行力があります。 10月1日(土)10時から16時までは、鹿屋公証役場において相談に応じております。

相談は無料ですからお気軽にご相談ください。

【問い合わせ先】 鹿児島県鹿屋市西原四丁目10番3号 鹿屋公証役場 TEL 0994-41-3339

行政に対するご相談は、

国や県、町の仕事についてわからないことや困っていることに、行政相談委員のお二人が相談所を開設 し、相談に応じます。お気軽にご利用ください。

行政相談委員とは、総務大臣から委嘱を受け、ボランティアで活動されています。

今年度迫田和文委員は、日ごろの地道な相談活動が評価され表彰されています。

・10月13日 (木) 午前9時~12時 町老人福祉センター2階 德永 幹子 委員 ・10月27日(木) 午前9時~12時 田代保健センター 1階 迫田 和文 委員